

記者発表資料  
平成20年2月1日  
包括外部監査人  
仁平 信哉 662-9053  
監査事務局庶務課長  
鷲巣 研二 671-3354

横浜市政記者、横浜テレビ・ラジオ記者 各位

## 平成19年度包括外部監査報告書について

平成19年度包括外部監査のテーマ

「廃棄物処理に関連する事業の管理及び財務事務の執行について」

### テーマ選定の理由

地方自治体は一般廃棄物の処理については法律上その責任主体とされ、産業廃棄物の処理についても、事業者に対して適正な処理に必要な措置を講ずる等の責務があることから、横浜市が廃棄物処理を含むごみ問題に積極的に取り組み、一般市民や市内事業者にも率先して持続可能な循環型社会づくりをリードしていくことが重要です。

しかし、廃棄物処理を含むごみ問題に投入できる市の予算は有限であり、これを合理的、効率的に執行することは、今後、横浜市が継続的かつ効果的にごみ問題に対応していく大前提となるものであることから、廃棄物処理を含むごみ問題に関連する様々な事業について、監査を実施する必要があるものと認め、特定の事件（テーマ）として選定しました。

### 監査結果の集計及び表示方法

	指摘	改善要望	意見	合計
第4章 資源化及びリサイクル等	-	2項目	6項目	8項目
第5章 ごみ処理事業に係る契約事務	-	4項目	3項目	7項目
第6章 ごみ処理に係る施設等	4項目	3項目	1項目	8項目
第7章 原価計算	1項目	2項目	1項目	4項目
第8章 財団法人横浜市資源循環公社	-	3項目	3項目	6項目
合計	5項目	14項目	14項目	33項目

「指摘」... 監査の結果、包括外部監査人が改善の必要性があると認めた事項であり、主に、法令、条例、規則、規定、要綱等に抵触する事項で、不適切な事務の是正を求めるもの及び3E（経済性・効率性・有効性）の視点から、改善を求めるもの。

「改善要望」... 指摘には該当しないが、3E（経済性・効率性・有効性）の視点から、施策や事務事業について、包括外部監査人として改善を要望するもの。

「意見」... 監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果の報告とともに意見を提出できるということになっており、監査の結果（指摘、改善要望）に添えて、包括外部監査人が組織及び運営の合理化に資するために付す見解。

---

---

平成19年度  
横浜市包括外部監査報告書  
～抜粋版～

---

---

- 目次 -

**第1章 外部監査の概要**

- 1. 外部監査の種類 ..... 1
- 2. 選定した特定の事件 ..... 1
- 3. 外部監査の概要 ..... 1

**第2章 監査の指摘、改善要望および意見**

- 1. 監査結果の表示方法および集計 ..... 2

**第3章 G30プラン**

- 1. 全体的評価 ..... 2

**第4章 資源化及びリサイクル等**

- 1. 全体的評価 ..... 3
- 2. 個別問題点 ..... 3

**第5章 ごみ処理事業に係る契約事務**

- 1. 全体的評価 ..... 7
- 2. 個別問題点 ..... 9

**第6章 ごみ処理に係る施設等**

- 1. 全体的評価 .....13
- 2. 個別問題点 .....13

**第7章 原価計算**

- 1. 全体的評価 .....17

**第8章 財団法人横浜市資源循環公社**

- 1. 全体的評価 .....17
- 2. 個別問題点 .....20

# 第7章 外部監査の概要

## 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件

### (1) 外部監査の対象

廃棄物処理に関連する事業の管理及び財務事務の執行について

### (2) 外部監査対象期間

原則として平成 18 年度。ただし、必要に応じて平成 17 年度以前及び平成 19 年度の執行分を含む。

### (3) 事件を選定した理由

横浜市は、平成 15 年 1 月、「環境行動都市の創造」をスローガンに掲げ、「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜 G 3 0 プラン）」を策定し、平成 22 年度における全市のごみ排出量を平成 13 年度に対し 30%削減するという目標を設定した。この目標は 5 年前倒しで達成され、横浜市ではさらに平成 18 年 12 月、中期計画を策定し、平成 22 年度における全市のごみ排出量を平成 13 年度に対し 35%削減するという新たな目標を設定し、取り組みを開始したところである。

今日、ごみ問題は、地球温暖化の問題とも密接に関連し、地球規模の環境問題として全世界的な取り組みが急務とされており、横浜市が廃棄物の処理を含むごみ問題に積極的に取り組み、廃棄物処理について、合理的、効率的に予算執行することが重要である。

そこで、廃棄物処理に関連する様々な事業について、関係する外郭団体を含めて、その事務の執行が法令等に基づき適正に執行されているかどうか、また、当該事業が地方自治法第 2 条第 14 項及び同第 15 項の趣旨に沿って行われているかどうか等について、監査を実施する必要があるものと認め、特定の事件（テーマ）として選定した。

## 3. 外部監査の概要

### (1) 監査の視点

ごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分の一連の作業並びにリサイクル事業に係わる事務事業が事業目的、運営方針に照らし、一定のルールに基づき効率的になされているかどうか、また各事業の事務の執行が、法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうかを監査の視点として外部監査を実施した。

## 第2章 監査の指摘、改善要望および意見

### 1. 監査結果の表示方法および集計

今回の監査結果については、以下のとおり「指摘」「改善要望」「意見」の三つの形に要約した。

- 「指摘」：監査の結果、包括外部監査人が改善の必要性があると認めた事項である。主に、法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項で、不適切な事務の是正を求めるもの及び3E（経済性・効率性・有効性）の視点から、改善を求めるものである。
- 「改善要望」：指摘には該当しないが、3E（経済性・効率性・有効性）の視点から、施策や事務事業について、包括外部監査人として改善を要望するものである。
- 「意見」：監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、監査の結果の報告とともに意見を提出できることになっており、監査の結果（指摘、改善要望）に添えて、包括外部監査人が組織及び運営の合理化に資するために付す見解である。

	指 摘	改善要望	意 見	合 計
第4章 資源化及びリサイクル等	-	2項目	6項目	8項目
第5章 ごみ処理事業に係る契約事務	-	4項目	3項目	7項目
第6章 ごみ処りに係る施設等	4項目	3項目	1項目	8項目
第7章 原価計算	1項目	2項目	1項目	4項目
第8章 財団法人横浜市資源循環公社	-	3項目	3項目	6項目
合 計	5項目	14項目	14項目	33項目

## 第3章 G30プラン

### 1. 全体的評価

G30プランとは、平成14年12月に発表された市政運営における政策面での基本的な指針である「中期政策プラン」の中で掲げられた「平成22（2010）年度における全市のごみ排出量を平成13（2001）年度に対し30%削減する」という目標を達成するために、平成15年1月に、策定された「一般廃棄物処理基本計画」である。

G30プランは平成15年にスタートし、当初の数値目標であった「平成22年度におけるごみ量30%削減（対平成13年度比）」を平成17年度において達成した。

横浜市は、平成18年12月に、「横浜市中期計画」を策定し、その中においてG30プランの成果を踏まえ、「平成22年度のごみ量を、平成13年度に対し35%削減し、104万tとします。」という新たな目標を発表した。

## 第4章 資源化及びリサイクル等

### 1. 全体的評価

G30プランの資源化及びリサイクル等については、以下の点で改善・検討の余地がある。

第一に、ペットボトル及び古紙の売払いにおける個々の入札時の最低入札額を意味する執行予定概算額は、年次予算の達成度合を意識して設定されておらず、年次予算と大きな差異が生じており、執行予定概算額の精度が低い状況となっている（改善要望）。

第二に、平成26年度以降の新たな処分場として計画されている南本牧ふ頭第5ブロックの使用可能期間を、焼却灰の資源化計画達成を前提に約47年としているが、現時点における焼却灰削減の具体的な計画によれば年間廃棄物受入量は84千 $m^3$ ではなく143千 $m^3$ となり、使用可能期間は短縮されることになることから、焼却灰資源化の具体策を検討することが求められる（意見P4）。

第三に、樹木のせん定枝はグリーンコンポスト（土壌改良材）として売却し、寿命経過後のものは神明台処分地の覆土材として最終的に利用されているが、せん定枝からの製品生産量、在庫量について正確に把握し、対応していくことが必要である（改善要望P6）。また、環境創造局と資源循環局とでグリーンコンポストに関する同様な事業を行っており、縦割行政の弊害を生み出さないよう配慮することが必要である（意見P6）。

### 2. 個別問題点

#### (1) 溶融スラグ及び溶融メタル

溶融スラグは、灰溶融炉中の溶融灰をガラス質の固化物として道路の路盤材に再利用するものであり、溶融メタルは、灰溶融炉の最下層に沈殿する金属混合体を抽出して再利用するものである。

焼却灰の溶融は、横浜市に2ヶ所ある最終処分場（神明台・南本牧）での焼却灰埋立量を減量し、処分地の延命化と焼却灰に含まれるダイオキシン類や重金属を無害化し、環境負荷の低減を図る目的で平成13年度から金沢工場で開始した焼却灰の資源化方法である。

平成18年度の焼却灰の溶融炉投入量は、埋立量に変換すると11,925 $m^3$ である。焼却灰のみの埋立量は118,625 $m^3$ であり、年間の焼却灰埋立量は溶融設備処理される焼却灰量の約9.9年（ $118,625\text{ }m^3 \div 11,925\text{ }m^3$ ）の量に相当する。焼却灰溶融設備の9.9年間の維持経費である53億96百万円相当額という経費を掛け、処分地を1年間延命させているといえる。

（意見）費用と売却額を対比した情報公開を求めるもの及び事業見直しの基準を明確にし、これを検証することを求めるもの」

平成18年度の場合、埋立量へ変換した水分除去前の焼却灰は年間埋立量の約10.1%を占め、最終処分場の延命化やダイオキシン類などの無害化による環境負荷の低減に一定の貢献はしているといえる。しかし、溶融スラグや溶融メタルの生産にかかるコストは、設備投資額42億75百万円、年間維持費5~6億円であり、これを処分地1年間延命させる



ためのコストに換算すると 53 億 96 百万円となるが、これに対する費用回収率 2.7%という状況は、財政面からは疑問が残るところである。市民が溶融スラグや溶融メタルの生産に掛かるコストを認識でき、かつ、議会が当該事業遂行の判断が適時に行なえるよう、処理量や売却量に加え費用と売却額を対比した情報の公開が望まれる。それにより、ごみ量削減のより一層の啓蒙にも資することにもなると考える。

また、最近の金属市況の高騰を反映した売却収入の増加が認められるものの、今後、経常的に発生する施設補修費や補修・清掃期間確保による稼働率の低下による売却量の減少等、費用回収が低迷することが予想されるため、売却収入と年間維持費との割合に一定基準を設け、当該一定基準を下回る場合には他の資源化手法を加味して、料金や事業継続の見直しを行う検証等の手続きの導入を検討することが望まれる。

## (2) 最終処分場

横浜市は、神明台処分地と南本牧処分場の 2 つの最終処分場があり、神明台処分地は平成 22 年度には埋立が終了し、南本牧処分場は平成 26 年に埋立が終了する計画である。

平成 26 年度以降の新たな処分場として南本牧ふ頭第 5 ブロックが計画されているが、焼却灰の資源化計画達成を前提に埋立容量 4,000 千 $m^3$ 、約 47 年の使用可能期間を計画している。この計画によれば、焼却灰関連の廃棄物は 21 千 $m^3$ である。

平成 18 年度の焼却灰発生実績は 152 千 $m^3$ であり、今後具体的に予定されている資源化処理量は 72 千 $m^3$ とされていることからすると、現段階で計算され得る焼却灰の埋立量は 80 千 $m^3$  (= 152 千 $m^3$  - 72 千 $m^3$ ) となる。したがって、南本牧ふ頭第 5 ブロックの使用可能期間の基礎となる年間廃棄物受入量は 84 千 $m^3$ ではなく、143 千 $m^3$  (= 84 千 $m^3$  + (80 千 $m^3$  - 21 千 $m^3$ )) と増加し、59 千 $m^3$ の差がある。これによれば、平成 26 年度以降の使用可能期間は約 47 年ではなく 28 年 (= 4,000 千 $m^3$  ÷ 143 千 $m^3$ ) となり、19 年短縮されることになる。



(意見) 「焼却灰の更なる資源化の具体策の策定を求めるもの」

南本牧の新規処分場の使用可能期間を延命するため、年間 59 千 $m^3$ の焼却灰資源化の具体策を早期に検討することが必要である。

### (3) グリーンコンポスト

樹木のせん定枝を焼却することなく、粉碎し生チップとし、また、その後発酵させ土壌改良材（グリーンコンポスト）にし、登録された農家、横浜市の緑化事業及び一般市民へ売却し、焼却量の減少を図り、かつ、せん定枝の資源化をおこなっている。

#### グリーンコンポストの山



家庭からのせん定枝は、せん定枝チップ機を無償で貸出したり、無料収集しているが、事業系せん定枝は、1kg10円（税込）で搬入受入をしている。

せん定枝は、神明台処分地にあるグリーンコンポストに搬入され、発酵させるまでに約10ヶ月の月日を掛けて製品化される。製品寿命は数ヶ月（3～4ヶ月）である。寿命経過後のグリーンコンポストは保管場所である神明台処分地の覆土材として最終的に利用されている。

過去6年間のグリーンコンポストの搬入量、生産量、推定在庫量の推移は以下のとおりである。

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
搬入量（t）	3,805	3,995	4,239	3,647	5,316	4,255
生産量（t）	2,283	2,396	2,543	2,188	3,190	2,553
売却量（t）	1,858	2,061	1,583	1,642	1,322	1,170
覆土材等使用量（t）	322	0	355	627	1,025	1,327
推定在庫量（t）						
（ - - の累積）	103	438	1,044	963	1,806	1,862

せん定枝からの製品生産量および在庫量を資源循環局では、把握していない。せん定枝搬入量の約50%～60%が製品となるとされている。仮に、搬入量の60%が生産量とした場合、推定在庫量は上記表のように計算される。

(改善要望)「資源化した製品の適正な管理を行うことを求めるもの」

資源化された製品のうち、売却される数量は約半数程度にとどまっていることから、推定在庫量は、今後ますます増大することとなる。このため、売却できなかった在庫製品は、廃棄せざるを得ないものも生じることになる。

グリーンコンポスト事業の正確な把握のためには、生産量、在庫量を正確に把握して、対応していくことが必要となる。

横浜市物品規則では、グリーンコンポストは第 29 条 1 項の 生産品、副生産品に該当し、売却時に「物品出納通知書」の作成が必要とされており、物品管理台帳の作成・備付は要求されていない。それゆえ、生産量および在庫量は把握していない状態となっている。在庫量が不明のためそれを考慮外にすると、近年、生産量の半分は売却につながらず、製品寿命が過ぎ、本来の利用ではない覆土材等に利用されている。一定のロスがあるものの、平成 18 年度では約 10,550 千円相当の製品が本来の目的に利用されない結果となっている。

また、売却量、売却単価の減少・低下傾向にあるにもかかわらず、資源循環局あるいは担当部署として、対応策が講じられていないことに鑑み、物品管理台帳（在庫台帳）を作成し、生産量および生産月単位での在庫数を把握し、寿命経過製品の減少に努めるべきと考える。

(意見)「縦割行政の弊害を生み出さないために、必要な事案ごとに運用上の横断的検討を求めるもの」

環境創造局が、資源循環局と同様の施設（緑のリサイクルプラント）を旭区に、平成 18 年 3 月から公設民営で竣工（設備投資額は 5 億 23 百万円）させている。環境創造局の施設は年間 4,000t の処理能力があり、資源循環局の施設の年間搬入量から判断してほぼ同一規模である。製品化して売却するものは全く同一品ではないが、せん定枝を資源化する点で同様な施設という点で、このような問題は、縦割行政の弊害を生み出しかねない状況である。類似した事業目的をもつ事業を行う場合には、行政効率を加味して各局の横断的な意見交換を行い、重複した無駄が発生しないよう配慮することを求める。



## 第5章 ごみ処理事業に係る契約事務

### 1. 全体的評価

#### (1) 工事契約の状況

資源循環局で平成16年度～平成18年度に発注した工事について、契約方法の状況を契約金額別及び契約件数別に示すと下表のようになる。

#### 契約方法の年度別状況（工事）

（単位：千円、件）

	16年度		17年度		18年度	
	金額・件数	割合	金額・件数	割合	金額・件数	割合
契約総額（千円）	4,039,257	100%	5,437,316	100%	4,687,826	100%
一般競争入札(条件付)	1,483,800	36.7%	3,511,637	64.6%	3,360,256	71.7%
指名競争入札	938,002	23.2%	425,486	7.8%	6,950	0.1%
単独随意契約	1,617,455	40.1%	1,500,193	27.6%	1,320,620	28.2%
契約総件数（件）	177	100%	150	100%	119	100%
一般競争入札(条件付)	12	6.8%	25	16.7%	69	58.0%
指名競争入札	101	57.1%	78	52.0%	1	0.8%
単独随意契約	64	36.1%	47	31.3%	49	41.2%

この表を見ると、一般競争入札（条件付）と指名競争入札を合わせた「入札」と「単独随意契約」とを比べると、おおよそ「入札」が金額・件数ともに約6割～7割、「単独随意契約」が約3割～4割程度であることがわかる。

また、「入札」のうち、一般競争入札の割合が、年々、契約金額・契約件数ともに顕著に上昇し（平成16年度:36.7% 平成17年度:64.6% 平成18年度:71.7%）、これと相反するように指名競争入札の割合が低下している（平成16年度:23.2% 平成17年度:7.8% 平成18年度:0.1%）。平成18年度では指名競争入札はわずか1件になっている。

これは、横浜市の入札制度改革が進行している結果であると考えられる。

#### (2) 委託契約の状況

資源循環局で平成16年度～平成18年度に発注した委託契約のうち1件当たり1,000万円以上の契約を抽出して、契約方法の状況を契約金額及び契約件数別に示すと下表のようになる。

### 契約方法の年度別状況（委託）

（単位：千円、件）

	16年度		17年度		18年度	
	金額・件数	割合	金額・件数	割合	金額・件数	割合
契約総額（千円）	6,272,059	100%	7,256,962	100%	7,504,773	100%
一般競争入札	0	-	0	-	0	-
公募型指名競争入札	0	-	0	-	1,353,571	18.0%
指名競争入札	1,609,700	25.7%	1,867,222	25.7%	449,222	6.0%
単独随意契約	4,662,359	74.3%	5,389,740	74.3%	5,701,980	76.0%
契約総件数（件）	82	100%	73	100%	77	100%
一般競争入札	0	-	0	-	0	-
公募型指名競争入札	0	-	0	-	19	24.7%
指名競争入札	45	54.9%	40	54.8%	22	28.5%
単独随意契約	37	45.1%	33	45.2%	36	46.8%

委託の場合、平成16年度～平成18年度においては、1件当たり1,000万円以上に限ると一般競争入札の対象となる発注が全くなく、入札はすべて指名競争入札（公募型指名競争入札を含む）によっている。その指名競争入札と単独随意契約との比率は、金額ベースでは概ね指名競争入札が約25%、単独随意契約が約75%となっており、件数ベースでは指名競争入札が50%強、単独随意契約が50%弱という状況でほぼ一定している。

#### （3）評価

横浜市では様々な入札制度改革が進行し、工事契約については、平成18年度以降は原則として一般競争入札の全面実施へ移行し、また、物品・委託契約については、公募型指名競争入札を導入・拡大するなど、入札制度改革に一定の成果が上がっていると評価されるが、資源循環局で発注した契約のうち、以下の点につき、改善・検討の余地がある。

第一に、工事契約については、競争原理への配慮が不十分と考えられる契約が散見され、未だ落札率99%以上の契約が多数存在し、参加者が1者である入札にこの傾向は顕著である（改善要望 P9）。

第二に、委託契約については、単独随意契約によるものが約75%（金額ベース、1件当たり1千万円以上）を占めており、入札制度上は例外とされる随意契約の比率があまりにも高率である。

第三に、委託契約では、落札率99%以上という契約が相当数存在するのみならず、落札率100%という契約すら存在しており、入札を実施した場合でも競争性が確保されているとは言い難い（改善要望 P10）。

## 2. 個別問題点

(1) 工事契約における一般競争入札(条件付)の参加者数について  
落札率 99%以上の契約が下表のとおり 12 件ある。

### 落札率 99%以上の工事契約一覧

(単位：千円)

	工事件名	落札金額	落札業者	予定価格	落札率	入札参加数
1	保土ヶ谷工場灰搬出コンベヤ等補修工事	7,112	A社	7,171	99.18%	1
2	保土ヶ谷工場空気圧縮機等補修工事	10,600	B社	10,680	99.25%	1
3	グリーンコンポスト堆積場外構工事	5,103	C社	5,130	99.47%	1
4	保土ヶ谷工場ごみクレーン自動運転制御装置等補修工事	60,900	D社	61,160	99.57%	1
5	保土ヶ谷工場飛灰処理設備等補修工事	5,290	E社	5,310	99.62%	1
6	鶴見工場計装設備等補修工事	3,140	F社	3,143	99.90%	1
7	鶴見工場空気圧縮機補修工事	8,580	G社	8,588	99.91%	1
8	((仮称)北山田駅前公衆トイレ新築工事((仮称)北山田駅自転車駐車場新築工事との合併入札)	196,540	H社	196,570	99.98%	1
9	金沢工場可燃ガス濃度計設置工事	2,380	I社	2,380	100.00%	1
10	金沢工場歩行者通路設置工事	1,650	J社	1,650	100.00%	1
11	都筑工場電油操作器補修工事	1,667	K社	1,667	100.00%	1
12	緑事務所ボイラー更新工事	15,320	L社	15,320	100.00%	1

表を見ると、入札参加者数はいずれも 1 者であり、落札率が 100%の契約さえ 4 件もある。

(改善要望)「工事の一般競争入札(条件付)において、参加者が 1 者であり、かつ、落札率高率を避け、実質上の競争を実現することを求めるもの」

一般競争入札(条件付)を実施しながら参加者数が 1 者であるというのでは、結果的に競争性は働いていない。入札参加者数がたとえ 1 者でも落札率が低くなることはあり得るはずである。入札参加者数が 1 者の契約が 18 件あり、このうち 17 件が落札率 95%以上の契約というのは、業者の入札参加の段階から競争原理への配慮が不十分ではないかと思われる。

入札参加条件に工事の施工実績を求める必要がある等、実質的に入札参加者数が限定される場合もあろうが、競争原理を高めるために一般競争入札を実施するのであるから、発注方法を含め、入札参加者数が相当程度増えるよう対処すべきである。

(2) 委託契約における落札率 99%以上の契約

委託契約全体のなかで落札率 95%以上の契約件数が約半数を占め(件数ベース)、そのなかでも特に落札率が 99%以上になる契約が相当数あった。

落札率 99%以上の契約件数

落札率	16年度	17年度	18年度	合計
99%以上 100%未満	16件	9件	9件	34件
100%	3件	1件	2件	6件
合計	19件	10件	11件	40件

落札率が 99%以上の契約 40 件について入札参加者数を調べたところ、5 者参加が 31 件、4 者参加が 5 件、そして 2 者参加、3 者参加、6 者参加、15 者参加が各 1 件ずつとなっている。つまり、入札参加者数の観点からは、ほぼ適正に指名競争入札が行われているのである。逆の面から見れば、これは、形式的には指名競争入札が行われているものの、実態として競争性が働いていないケースがまだ相当数あることを示している。

(改善要望)「委託契約において落札率の高率性が依然として維持され続けていることを改善し、実質的な競争原理を高めることを求めるもの」

委託契約において、依然として 99%以上という高率の落札率が維持されていることは問題である。一般競争入札の導入を検討するか、公募型指名競争入札を拡大し、実質的な競争原理を高めるべきである。

(3) 委託契約における落札率 100%の契約

K 社は、平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間に 1 件当たり 1,000 万円以上の委託契約を資源循環局との間に 4 件契約しており、その全てが落札率 100%となっている。

K 社との委託契約

(単位：千円)

年度	委託件名	予定価格	当初契約額	落札率	契約の種別
16	オイルトラップ汚泥収集・運搬委託	21,607	21,607	100%	指名競争
17	オイルトラップ汚泥収集・運搬委託	15,252	15,252	100%	指名競争
18	スプレー缶運搬及び処理業務委託(南部ブロック)	18,522	18,522	100%	指名競争
18	オイルトラップ汚泥収集・運搬委託	15,252	15,252	100%	指名競争

(改善要望)「落札率 100%という状態を改善するために実質的な競争原理を高めることを求めるもの」

落札率 100%という状況は、競争入札では原則的にあり得ないものであり、委託契約における指名競争入札の公正さが疑われる。一般競争入札の導入を検討するか、公募型指名競争入札を拡大し、実質的な競争原理を高めるべきである。

(4) 歩道・駅前広場等清掃、路上違反・広告物除却委託の契約について

資源循環局では平成16年度から平成18年度までの3年間に、歩道・駅前広場等清掃や路上違反・広告物除却を委託内容とする契約を、合計21件締結している(1件当たり1,000万円以上のみ)。その一覧が下表である。

(単位：千円)

年度	委託件名	委託先名	予定価格	当初契約額	落札率	契約の種別
16	歩道清掃業務委託(緊急雇用事業)	A社	20,588	20,451	99.33%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部3関内地区)	B社	25,298	25,274	99.91%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部4山下・元町地区)	B社	24,411	24,113	98.78%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部1横浜駅周辺地区)	C社	50,975	50,839	99.73%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部5伊勢佐木・野毛地区)	C社	25,093	24,752	98.64%	指名競争
	駅前広場等清掃・路上違反広告物除却業務委託(戸塚駅周辺地区)	D社	12,485	12,468	99.86%	指名競争
	駅前広場等清掃・路上違反広告物除却業務委託(鶴見駅周辺地区)	D社	23,960	23,923	99.84%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部2MM21地区)	E社	15,150	15,046	99.32%	指名競争
17	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部3関内地区)	B社	17,036	16,994	99.76%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部4山下・元町地区)	B社	17,388	17,309	99.54%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部1横浜駅周辺地区)	C社	38,054	38,042	99.97%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部5伊勢佐木・野毛地区)	C社	20,117	20,078	99.80%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部6新横浜駅周辺地区)	F社	25,349	24,969	98.50%	指名競争
	駅前広場等清掃・路上違反広告物除却業務委託(鶴見駅周辺地区)	D社	17,903	17,811	99.49%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部2MM21地区)	E社	14,884	14,869	99.90%	指名競争
18	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部5伊勢佐木・野毛地区)	C社	18,148	18,131	99.90%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部1横浜駅周辺地区)	C社	36,495	36,305	99.48%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部2MM21地区)	E社	12,334	12,327	99.95%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部6新横浜駅周辺地区)	F社	13,078	12,926	98.84%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部3関内地区)	B社	16,229	16,163	99.59%	指名競争
	歩道等清掃・路上違反広告物除却業務委託(都心部4山下・元町地区)	B社	16,950	16,867	99.51%	指名競争

表の落札率を見ると、最も低いもので98.50%、ほとんどが99%以上になっている。業務内容から考えると人件費が中心の委託業務であり各社とも大きな差異は発生しづらいという側面がある反面、独自の技術を要する業務とも思われず、指名競争入札に固執する必然性は乏しいのではないかと。

(改善要望)「一般競争入札の導入の検討及び公募型指名競争入札の拡大をすることにより、実質的な競争原理を高めることを求めるもの」

指名競争入札を導入しても一部にこのような結果をもたらしてしまうのであれば、入札を採用する実益はなく、一般競争入札の導入を検討するか、公募型指名競争入札を拡大し、実質的な競争原理を高めるべきである。

(5) 搬入土砂監視検査事業

「搬入土砂監視検査事業」について、横浜市港湾局に端を発し、横浜市の関連団体への業務の委託が繰り返されている。

港 湾 局

(財)横浜港埠頭公社

(財)横浜市資源循環公社

民間業者2社 + (財)横浜市シルバー人材センター

(意見)「委託の連鎖を断ち切ることを求めるもの」

搬入土砂監視検査事業の委託の連鎖は、港湾局に端を発するものであるものの、資源循環公社は、この委託の連鎖を拒絶することにより、断ち切ることができたものであった。しかしながら、あえてこのような委託の連鎖を受け、さらなる再々委託先も横浜市の関連団体を採用して委託の連鎖を継続させている。こうした一連の委託は、委託ごとに間接費や管理コストを発生させ、業務自体が割高になってしまう。

今回の監査は、港湾局に対するものではなく、資源循環局に対するものではあるが、資源循環公社については、所管局として資源循環局が監督責任を負うものであり、資源循環公社の委託の連鎖について、改善を求めるものである。

(6) 粗大ごみ受付収集事業

粗大ごみ受付収集事業については、従来市内全域を横浜市資源循環公社が収集業務を請け負う単独随意契約であったが、一定地域について、受付業務と合わせて入札による民間委託を順次すすめてきた。

その結果、経費節減が実現しているが、災害発生時への対応準備を理由に一部地域について横浜市資源循環公社との単独随意契約を残している。

(意見)「公社との単独随意契約である粗大ごみ受付収集業務に、一層のコスト削減努力と将来的な民間開放を求めるもの」

コスト負担を軽くする可能性の高い方法(入札制度)があるにもかかわらず、横浜市が行政判断として敢えてそれを選択しない場合には、選択した方法でのコスト削減には十分な努力を求めるべきである。また、将来的には民間業者への開放も検討するべきである。

(7) 家庭ごみ収集業務の民間委託の促進

横浜市では、「中期計画」の中の重点取り組みとして、「家庭系ごみ収集業務の委託化拡大」を掲げているが、その取り組みの内容は、これまで委託化した2区(中区・西区)の検証を踏まえ、条件整備を進めながら、順次、委託化を拡大する、としている。

一方、技能職員の退職者の推移状況は、今後3年間で毎年75名前後が発生する予定となっているものの、65歳までの再雇用制度があるため、現実的な人員不足は近い将来発生



するというデータとなっている。このような中、ごみ収集業務の民間委託が具体的に策定されていない。

(意見)「今後の民間委託の具体的なアクションプランの早急な作成を求めるもの」

退職後再雇用したとしても技能職員の高齢化が進み、ごみ収集職員の確保が問題となること及び民間委託化した3区での経費削減効果が明らかなことを鑑みると、早急に具体的な工程を示した民間委託のアクションプランの作成が必要である。

## 第6章 ごみ処理に係る施設等

### 1. 全体的評価

みなとみらい管路事業は、みなとみらい21地区で、排出者の利便性及び環境や美観の向上を図ることを目的として平成3年から実施された。当該事業計画が計画どおりに進まなかったこと、資源物を分別することができないシステムとなっていることから、平成17年12月の市会において、中田市長が管路収集事業の見直しに着手すると答弁し、平成22年には廃止時期の最終判断を行う方向性が示されたが、以下の点で改善・検討の余地がある。

第一に、みなとみらい管路事業は、すでに運営方法が時代にそぐわず、事業継続が困難となっている以上、平成22年まで待たずに早期廃止に向けて検討委員会等の設置等を検討すべきである(改善要望 P15)。

第二に、神明台処分地の埋立地の一部について、横浜市が賃貸借契約を継続しているが、原状回復について十分な説明がなされているとは言い難い(改善要望 P16)。

第三に、売却等処分対象車両が神明台処分地に留置されているが、これらの車両の売却等を迅速に行うべきである(指摘 P17)。

第四に、埋設されている管路の財産上の分類は、現状では消耗品として位置づけているが、工作物であるため、工作物台帳の作成をする必要があるとともに、現状の工作物種目表に該当するものがない場合には、財産管理運用課に問い合わせ・相談し、記載漏れのないようにする必要がある(指摘)。

### 2. 個別問題点

#### (1) みなとみらい管路事業の経緯と今後

##### 管路収集の概要

管路収集は、ごみの回収を収集車両によらず、地下に張り巡らされたパイプライン(集塵輸送管)に空気の流れを作りごみを吸い込む、空気輸送方式により行うものである。

ごみの管路収集は、ごみの排出がいつでも可能であり、道路上に出す必要がなく、衛生的で街の美観が向上すること、従来の収集方式と比べ効率的であり安全性が向上することが特徴である。

## 全国の管路収集事業

管路収集事業は、昭和 58 年に補助金対象の国のモデル事業として導入されたが、1990 年代からリサイクルを目的とする分別が始まると、投下ごみは減少し、当初計画の処理量を大きく下回り、採算を見込むことが困難となっている。

管路施設はモデル事業 8 施設、単独事業 8 施設以上が導入されたが、すでに廃止、廃止予定、廃止を含め検討中のところは把握している範囲では 6 施設となっている。

## 横浜市の管路収集事業

### 事業の基本計画と現況

横浜市は、みなとみらい 21 地区において都市臨海部総合整備基本計画に基づき昭和 58 年に事業着工し、平成 3 年から事業系一般廃棄物の管路収集を実施している。

しかし、バブル崩壊、急激な景気の悪化と長引く不況により、街区全体の宅地開発が当初計画の約 64%の進捗率となっていること、新港地区がみなとみらい 21 街づくり基本協定から外れていること、分別収集による資源化が進んだこと等により、当初計画の収集エリアから、現在の敷設状況のように管路の敷設や集塵設備が整備されなかった。

### 事業の基本計画と現況

	基本計画（昭和 58 年）	現況（平成 18 年度末）
管路収集区域	中央地区、新港地区（約 180ha）	中央地区の一部（約 130ha）
収集量	160t/日（58,400t/年）	10t/日（3,798t/年）
管路延長距離	13,085m	7,078m（敷設率：約 54%）
運営収 支	維持管理費	約 3 億円
	手数料収入	約 15 億円
	収支	約 12 億円
設備の系統数	東西 2 系統	西系統 1 系統
総事業費	約 122 億 5 千万円	約 94 億 6 千万円（補助金約 11 億円）
利用者数	-	22 施設

### 管路収集事業の見直し

平成 12 年 6 月に循環型社会形成基本法、翌年 5 月には食品リサイクル法が施行され、企業においてもリサイクルが進んでいる。今後みなとみらい 21 地区の開発が進み利用者が増えたとしても管路収集するごみ量の増加が見込めず、事業収支の改善が難しい状況となっており、本設備は資源物を分別することができないシステムとなっている。このことから、平成 17 年 12 月の市会において、中田市長は既設利用者への影響や新規事業者への対応などを踏まえ、管路収集事業の見直しに着手する、と答弁した。

平成 18 年 6 月の市会では、平成 22 年には基幹的設備が耐用年数を迎える時期になるので、その時点で最終的に判断をする、としている。平成 19 年 3 月の市会では、利用者数や収集量、利用者の意向などを考慮し、廃止時期の決定を行う。また、集塵設備は耐用年数を迎えるため、基本的には有効利用はできないと考えており、建物については公的施設として有効利用を図っていきたい、としている。

(改善要望)「平成 22 年まで待たず、早期に廃止に向けた検討委員会の設置を求めるもの」

みなとみらい 21 地区に民間企業を集積させる趣旨から、総事業費約 94 億円の回収は長期間に渡るため、回収可能性の検討が十分に行われていたかどうか疑問である。さらに、事業開始から 16 年間の運営累積収支は約 24 億円の赤字となっていることから、事業継続は非常に困難であることは明白である。また、本設備は大量廃棄を前提としているシステムであり、ごみの減量や分別・リサイクルの推進に向かないという環境面でのデメリットが大きく、時代に合わない施設・サービスとなっている。

平成 22 年には廃止時期の最終判断を行う方向性が示されているが、平成 22 年まで待たずに、至急廃止に向けた調査・検討の委員会を立ち上げ、廃止に伴う問題点の整理を行い、管路設備の有効利用の手立てがないものか、例えば地域的光ファイバー通信網や防災通信網の設置空間として利用できないか、解体・撤去すべきものか、パブリックコメントを求める等広く民間の英知を集め、廃止に向けた具体策の作成の早期化を進める必要がある。

## (2) 処分場の跡地利用

神明台処分地の総面積の内、5.9ha は近隣市民からの借地であり、うち、スポーツ施設として利用されている跡地に隣接した借地約 1ha につき、現在、横浜市と賃貸人との間で使用継続や原状回復等をめぐり係争状態となっている。当該係争地は、第 6 次 期(昭和 62 年 9 月～平成 2 年 11 月)～第 6 次 期(平成 3 年 4 月～平成 8 年 3 月)の埋め立て時期で、処分地全体の中でほぼ中央に位置している。

これは、横浜市が賃貸人から本件係争土地の買収ができなかったため、賃貸借契約を締結して、処分場利用を開始したものであるが、本件土地賃貸借契約書によれば、横浜市が、土地の使用を終了したときは、当該土地の復元を行った上で所有者に返還するという条項が入っており、横浜市には土地の原状回復義務があることになる。

本件最終処分場は、廃棄物の最終処分場(埋め立て用地)として廃止するまでは、極めて長期間の使用が予定されなければならない土地を、「賃貸借契約」という契約形態ないし契約内容で事業を進めたこと自体に問題があった可能性があると言わざるを得ない。

### 神明台処分地



(改善要望)「最終処分場として土地を利用する場合には、近隣に処分場としての性格を十分理解するよう求めるとともに、その利用関係を定める契約についても、十分な説明を行った上で、適切な処理をするべきである」

最終処分場として土地を利用する場合には、埋め立てた廃棄物を撤去して原状回復義務を履行することはできないものであるため、このことを土地所有者に十分説明した上で、土地の返還の場合の条件を明確に規定するべきである。

### (3) 売却等処分対象車両の早期手続実施

平成 19 年 5 月 1 日現在、処分対象とされた車両台数は合計で 216 台である。処分対象とされた車両台数を年度別に掲げると下記のとおりである。平成 11 年の 1 台は論外としても、平成 15 年に処分対象とされた車両も 8 台が神明台処分地に留置されているなど、処分対象とされた後の売却等の処分が速やかになされていない。

#### 留置されている車両



#### 年度別処分対象車両

(単位：台)

11 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計
1	8	41	63	97	6	216

なお、平成 16 年度から平成 18 年度の過去 3 年間に実際に売却等の処分を行った車両台数と売却金額は下記のとおりである。

過去 3 年間の年間平均売却台数は 41 台しかなく、平成 19 年 5 月 1 日現在の売却対象車両数 216 台は、売却等が積極的になされていなかった結果を表している。1 台当たりの平均の売却金額は 791 千円である。もし、単純に平成 19 年 5 月 1 日現在の売却対象車両数 216 台にこの金額を掛けると、170,856 千円にもなる。

#### 過去 3 年間の売却実績と平均

	16 年度	17 年度	18 年度	計	平均
売却台数(台)	16	59	49	124	41/年
売却金額(千円)	18,827	42,442	36,864	98,133	791/台

(指摘)「処分対象車両の迅速な売却等を求めるもの」

処分対象とした車両が長期間留置されている事実があり、売却等の実際の処分が速やかに行われていない。長期間車両を放置すれば、そのことによって当然、車両の物理的・機能的価値は損なわれることになり、売却金額等も減少する。

車両の売却等に至るまでの手順書等を整備する等して、売却等の手続が迅速に行われるような措置をすべきである。

## 第7章 原価計算

### 1. 全体的評価

現行の原価計算は、処理工程別の原価計算を行っており、各種収入控除後の原価により手数料を算定している。また、資源化及びリサイクルの重要性が増大していくことから、これに係る費用の認識も必要となってくることを考慮すると、以下のような課題があげられる。

第一に、現行の原価計算は、処理工程別に原価を把握しているが、手数料算定等のためには品目別・処理工程別原価、施設別原価の作成が必要である。また、各種収入控除前の原価を手数料算定のためのコストとするべきである(改善要望)。

第二に、G30プランの推進に伴い、毎年20億円以上の分別経費が発生しているが、更なる市民のごみ問題に対する重要性の認識、協力が望まれる(意見)。

## 第8章 財団法人横浜市資源循環公社

### 1. 全体的評価

#### (1) 事業概要

名 称： 財団法人横浜市資源循環公社  
所 在 地： 横浜市中区桜木町一丁目1番地56  
設 立 年 月 日： 昭和55年10月1日  
基 本 財 産： 10百万円(横浜市出捐金)  
役 員 及 び 職 員： 役員 13名(うち常勤2名)  
職員 249名(嘱託含む)

---

計 262名

#### 横浜市からの財政支援等

補助金もしくは助成金等の財政的支援はない。また、取引上の損失補償などの債務負担行為もない。

(2) 横浜市からの委託事業等の契約状況

財団法人横浜市資源循環公社（以下、「公社」という）が行う契約方法は指名競争入札を原則としており、随意契約及び単独随意契約ができる場合は一定の状況下に限定されている。また、指名競争入札に参加できる者の選定について審議するために、業者選定委員会（以下、「選定委員会」という）を設けている。

公社では自社内で対応できない業務を再委託に付している。契約状況は、委託、修繕、物品購入の3つに大別でき、その契約種別の平成16年度から平成18年度の概況は下記のようになっている。

委託（再委託）

委託契約については、単独随意契約の占める割合が件数ベースでは徐々に低下してきているが、金額ベースでは80%前後の高止まり状態になっている。平成18年度には単独随意契約は件数ベースで41.8%、金額ベースで81.1%となっている。ただし、委託の場合、横浜市資源リサイクル事業協同組合に対する委託が金額ベースでは大きな割合を占めている。

委託（再委託）契約の件数ベース状況

（単位：件）

	16年度		17年度		18年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
指名競争入札	48	25.4%	68	31.3%	72	36.7%
見積合せ	46	24.3%	54	24.9%	42	21.4%
単独随意契約	93	49.2%	95	43.8%	82	41.8%
その他	2	1.1%	0	0.0%	0	0.0%
合計	189	100.0%	217	100.0%	196	100.0%

委託（再委託）契約の金額ベース状況

（単位：千円）

	16年度		17年度		18年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
指名競争入札	318,522	15.6%	508,290	27.5%	288,059	18.3%
見積合せ	8,818	0.4%	14,920	0.8%	8,471	0.5%
単独随意契約	1,714,191	84.0%	1,322,593	71.7%	1,275,623	81.1%
その他	295	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	2,041,827	100.0%	1,845,802	100.0%	1,572,154	100.0%



## 修繕

修繕契約については、単独随意契約の占める割合が件数・金額ともにほぼ低下してきており、平成 18 年度には件数ベースで 50.8%、金額ベースで 51.3%となっている。  
単独随意契約の内容は多岐に亘っている。

### 修繕契約の件数ベース状況

(単位：件)

	16 年度		17 年度		18 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
指名競争入札	1	1.4%	3	3.5%	11	8.3%
見積合せ	20	27.4%	40	46.5%	54	40.9%
単独随意契約	52	71.2%	43	50.0%	67	50.8%
合計	73	100.0%	86	100.0%	132	100.0%

### 修繕契約の金額ベース状況

(単位：千円)

	16 年度		17 年度		18 年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
指名競争入札	10,710	9.2%	18,081	11.3%	87,836	31.4%
見積合せ	14,188	12.2%	38,878	24.2%	48,584	17.3%
単独随意契約	91,725	78.7%	103,701	64.5%	143,654	51.3%
合計	116,624	100.0%	160,660	100.0%	280,074	100.0%

## 物品購入

物品購入契約については、単独随意契約の占める割合が件数・金額ともに低下してきており、平成 18 年度には件数ベースで 22.0%、金額ベースで 44.2%となっている。

単独随意契約の内容を見ると、平成 16 年度には種々存在したが平成 17 年度及び平成 18 年度は、「ガソリン・軽油等供給契約」が件数・金額ともにほとんどを占めている。

### 物品購入契約の件数ベース状況

(単位：件)

	16 年度		17 年度		18 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
指名競争入札	19	29.7%	24	44.4%	15	25.4%
見積合せ	21	32.8%	17	31.5%	31	52.5%
単独随意契約	24	37.5%	13	24.1%	13	22.0%
合計	64	100.0%	54	100.0%	59	100.0%

## 物品購入契約の金額ベース状況

(単位：千円)

	16年度		17年度		18年度	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合
指名競争入札	42,410	26.9%	52,938	45.6%	57,061	45.8%
見積合せ	19,664	12.5%	6,896	5.9%	12,483	10.0%
単独随意契約	95,457	60.6%	56,313	48.5%	55,002	44.2%
合計	157,532	100.0%	116,147	100.0%	124,545	100.0%

### (3) 評価

公社の契約については、以下の点で改善・検討の余地がある。

第一に、公社の契約は、選定委員会の業者選定による指名競争入札が原則とされているものの落札率が高率であり、かつ、長期間にわたり同一業者が落札しているものが見受けられるなど実質的競争が実現されているとは言い難い(改善要望 P21)。

第二に、経理規程上は単独随意契約によることができる場合は、原則として、性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ない場合、又は緊急を要する場合等であるにもかかわらず、上記 ~ で示した単独随意契約の占める割合はまだ高率となっている。単独随意契約の割合は概ね徐々に下落傾向にはあり、また修繕のように技術的問題から単独随意契約とならざるを得ないケースがあることも否定できないが、今後も継続的に、競争性を維持しつつ効率的な契約事務の執行に努める必要がある。

第三に、公社は、業者選定委員会により業者選定を行っているが、必ずしも実効性のある選定かどうか疑問の余地がある(意見 P24)。

## 2. 個別問題点

### (1) 横浜市資源リサイクル事業協同組合との契約

資源ごみ選別処理作業については横浜市資源リサイクル事業協同組合(以下、「リサイクル組合」という)に単独随意契約により委託されており、平成16年度から平成18年度までの契約状況では金額的及び相対的重要性が高くなっている。しかし、リサイクル組合に関する資料はほとんど何も無い状態であるうえ、業者選定調書には出資金が誤って記載され、業者選定委員会に提出されている。

(意見)「重要性の高い契約相手先の状況把握を求めるもの」

一般に、重要な取引先の情報収集や状況把握は不可欠であり、それが経済合理性の追求やリスク回避に資するのである。

しかしながら、公社では的確な状況把握が行われているとは言い難い。毎年定型文言による誤った情報を「業者選定調書」に記載し、業者選定委員会で指名決定を行うことは問題である。

一定金額以上の単独随意契約については、相手先に登記簿謄本や決算書の提出を求めるなどの委託先の状況把握をするための制度整備を検討することを希望する。

(2) 入札による契約について

クリーンセンタービル清掃業務の委託

公社が入居しているクリーンセンタービルの清掃業務の委託について、過去5年間の入札及び契約状況は下記のとおりである(参考:平成19年度)。

(単位:千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予定価格(税抜き)A	17,400	16,543	15,852	13,766	13,683	11,111
落札価格(税抜き)B	17,400	16,530	15,750	13,380	7,200	10,600
契約金額(税込み)	18,270	17,357	16,538	14,049	7,560	11,130
入札業者数	3者	3者	3者	3者	6者	5者
入札回数	1回	3回	3回	3回	1回	1回
落札率(B/A)	100%	99.92%	99.36%	97.19%	52.62%	95.40%
契約(落札)業者名	S社	S社	S社	S社	S社	S社

公社の入札方式は指名競争入札方式であり、平成14年度から平成17年度までは3者による指名競争入札であったが、業者選定委員会からの意見を受け、平成18年度から指名業者を5~6者選定することとした。平成18年度は前年度までと予定価格はほとんど変わらないのに1回の入札でほぼ半分の落札率をもって契約しており、委託内容がほとんど変わらないにもかかわらず、平成19年度は平成18年度に比べて1.5倍近い価格で再びS社が落札している。平成14年度の入札1回落札率100%は論外として、平成15年度~17年度の平均落札率も98.9%であり、同一業者が落札していることは特筆すべきである。

(改善要望)「実効性の伴った指名競争入札の実施を求めるもの」

公社の規則では、委託契約の場合1件が100万円以上の場合は原則として指名競争入札することになっているが、実質を伴った競争が実現されているか疑わしい。実効性のある指名競争入札の実施を求める。

指名競争入札のありかたについて

下表は南本牧廃棄物最終処分管理型産業廃棄物受入監視業務の委託に関する過去5年間の契約状況である（参考：平成19年度）。

南本牧廃棄物最終処分管理型産業廃棄物受入検査業務委託の契約状況

(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予定価格(税抜)A	24,100	23,430	22,676	21,040	22,810	23,700
落札価格(税抜)B	23,900	23,300	22,500	20,900	20,900	20,800
入札業者数	5者	5者	5者	5者	5者	5者
継続入札業者数	A社、B社	A社、B社	A社、B社	A社、B社	A社、B社	A社、B社
新規・再入札業者数	C社、D社、 G社	C社、D社、 H社	C社、D社、 E社	C社、E社、 F社	C社、E社、 F社	E社、F社、 I社
入札回数	2回	2回	3回	3回、見積	1回	1回
落札率(B/A)	99.17%	99.44%	99.22%	99.33%	91.63%	87.76%
契約(落札)業者名	A社	A社	A社	A社	A社	A社

この表をみると、入札業者は毎年5者あり入札回数も必ずしも1回で決定しているわけではないが、過去5年間（平成19年度も含めれば6年間）同一業者が高い落札率で契約している。入札業者数が5者であっても、そのうち3者～4者はほぼ固定されており、入札業者の数が多からと言って必ずしも競争的になってはいないのである。

(意見)「指名競争入札」の原則を改め、「一般競争入札」もしくは「公募型指名競争入札」の導入を求めるもの」

地方自治体では、その契約事務は一般競争入札が原則でありそれ以外の方法は政令で定める場合に限られている。実際、横浜市も工事については一般競争入札へほぼ全面移行、物品及び委託についても公募型指名競争入札あるいは公募型見積合わせを順次導入している。

契約事務の執行に関して、公社がもつ基本理念は横浜市と何ら変わるところはなく、公社の設立趣意を考えれば、広く不特定多数の者に参加の機会を与え、最も有利な条件で契約を結ぶような方法を模索すべきである。そのためには、現行のルールの中で最大限努力するのは言うまでもなく、入札方法のルール自体の改革も推進すべきである。

(3) 随意契約について

搬入土砂監視検査事業業務委託について

搬入土砂監視検査事業は、下表のように同一事業を同一業者に少なくとも過去 5 年間、単独随意契約で業務を委託している。

搬入土砂監視検査業務の業務委託契約状況(過去 5 年間)

(単位：千円)

年度	大黒ふ頭				幸浦・杉田	
	夜間監視・検査業務	委託金額	昼夜間の搬入土砂受 入監視業務	委託金額	昼間の搬入土砂受入 監視業務	委託金額
14	(財)横浜市シルバー人材センター	2,207	T 社	42,500	K 社	29,465
15	(財)横浜市シルバー人材センター	1,779	T 社	33,062	K 社	20,261
16	(財)横浜市シルバー人材センター	1,932	T 社	33,062	K 社	19,732
17	(財)横浜市シルバー人材センター	1,932	T 社	32,718	K 社	19,184
18	(財)横浜市シルバー人材センター	1,979	T 社	27,944	K 社	18,320

杉田は平成 15 年度まで

T 社と K 社の平成 17 年度以前の「業者選定調書」は全く同じであり、それをそのまま引用すると、業務内容と選定理由は下記のようになっている。

【業者選定調書】

(業務内容)

土砂搬入車両・搬入土砂の監視、土砂受付業務、中継所区域内の巡視、搬入車両の誘導等を行うものです。

(選定理由)

当該会社は、当公社が本業務を受託する以前より当該業務を実施し、長年に亘る業務経験を積んでおり、本業務の執行にはこの業務経験が必要であります。また、当該会社は漁業転換のため設立された団体で、同団体の発展は横浜市の港湾事業の発展にも寄与するものです。

業務内容や選定理由の記載から、単独随意契約締結の妥当性に問題があるとともに、業者選定委員会の選考の形骸化が推察される。

(改善要望)「搬入土砂監視検査事業業務委託について単独随意契約の見直しを求めるもの」

単独随意契約により契約を行う場合には、一定の条件と結果に対する検証手続などが求められるべきである。本件においては、「業務経験」を重視して、単独随意契約を継続しているが、委託業務自体専門性を有するものではなく、このような判断の仕方は、横浜市全体の経済的合理性を損なうものであり見直しが必要である。

(意見)「業者選定委員会の実効ある活動を求めるもの」

業者選定委員会は、2,000万円以上の委託契約は理事長を委員長とする第一選定委員会、100万円以上2,000万円未満の委託契約は事務局長を委員長とする第二選定委員会が原則としてそれぞれ設置される。これらの業者選定委員会が上記の選定理由による単独随意契約を長年にわたって承認してきたことになる。業者選定委員会は「業者の選定を公平かつ適正に実施するため」に設置されるのであり(選定委員会要綱第1条及び第2条)、その実効ある活動を求める。